

議案第161号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2号中「建築物及び」を「建築物、」に、「低炭素建築物新築等計画」を「低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築基準法施行条例 (抄)

別表第 1 (第 6 条関係)

省	略
---	---

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物及び都市の低炭素化の促進に関

する法律（平成24年法律第84号）第54条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第29条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第 5 号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 省 略

(3) - (5) 省 略